

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例

《 許可申請及び届出等の手引き 》

令和8年2月 改正

釧路市 市民環境部 環境保全課

目 次

1	釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の概要	1
2	条例の対象	2
3	禁止区域	3
4	特定保全種及び特別保全区域の指定	4
5	太陽光発電施設の設置に関する手続き	5
6	設置許可の基準等について	12
7	設置許可後の変更許可申請及び軽微な変更届	15
8	設置事業の着手	15
9	設置事業完了後の対応等について	17
10	太陽光発電施設の設置に関する許可の取消し	18
11	勧告・命令	19
12	公表	19

1 釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例の概要

本市は、太陽光発電施設の適切な設置及び管理のために必要な手続等を定めることにより、太陽光発電施設と自然環境及び生活環境との調和を図り、もって、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的として「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」(以下「条例」といいます。)を制定し、令和7年 10 月1日から施行しています(令和8年 1 月 1 日以後に着手する事業より適用)。

また、条例のほかに「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を定め、適正な事業の円滑な実施をお願いしています。

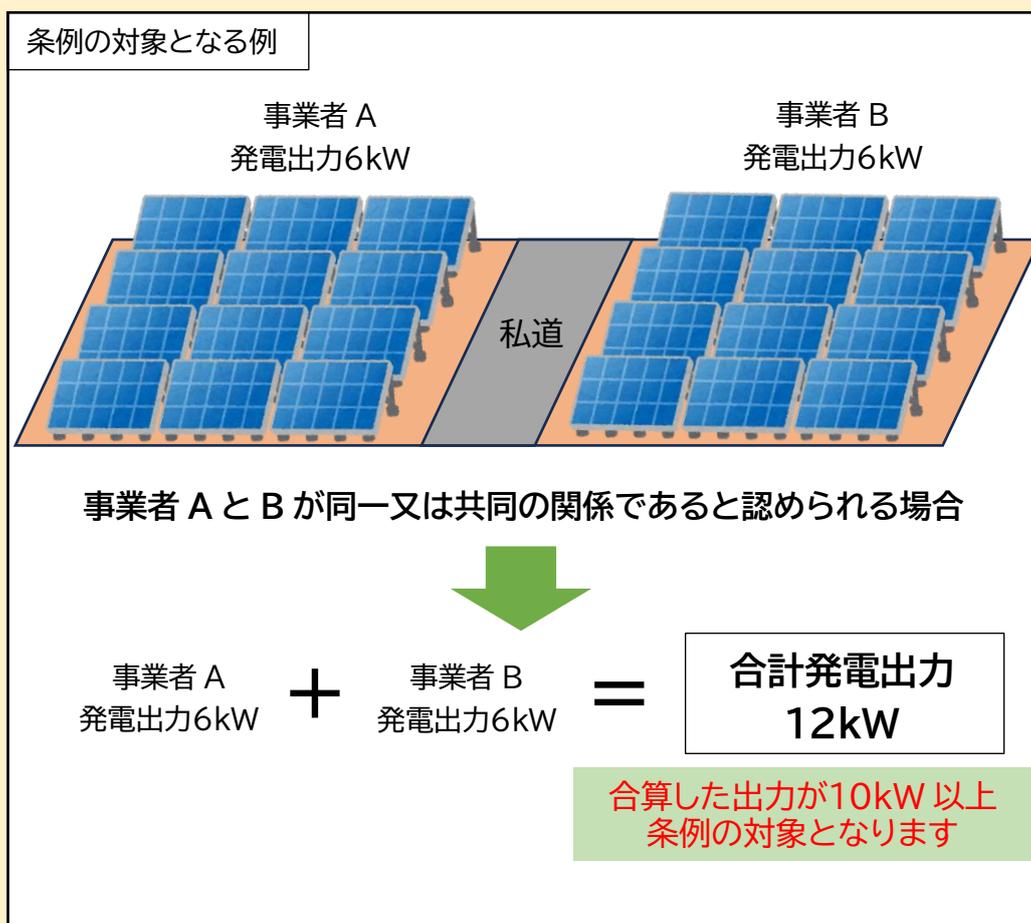
【用語の説明】

太陽光発電施設	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光をエネルギー源とする設備及びその附属設備(送電に係る電柱等を除きます。)
設置事業	太陽光発電施設の設置(増設を含みます。以下同じ。)(これを行うための樹木の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を含みます。)を行う事業
発電事業	太陽光発電施設を用いて発電を行う事業 (設置事業により設置された太陽光発電施設に限ります。)
太陽光事業	設置事業及び発電事業
事業者	設置事業を計画し、これを実施する者又は発電事業を実施する者
事業区域	太陽光事業を実施する一団の土地であって、柵塀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域 ※ただし、次に掲げる区域は、事業区域に含む ①設置事業の実施に当たり、法令(他の条例を含みます。以下同じ。)に基づく許認可等(許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をいいます。以下同じ。)を同時期に受ける区域 ②物理的形狀又は所有者若しくは事業者の形態によって一体と認められる区域
工事施工者	設置事業に関する工事を請け負った者
釧路市特定保全種保全対策等検討委員会	特定保全種の生息調査の実施及び保全計画の作成に当たって必要となる要件その他特定保全種の保全の措置に関する事項を調査審議するための機関で、特定保全種について知見を有する者その他市長が認める者による合議体

2 条例の対象

地上設置型の太陽光発電施設が対象となります。ただし、発電出力 10kW 未満のものを除きます。

※ 同一又は共同の関係(特定の複数の事業者が近接してそれぞれ複数の太陽光発電施設を設置する関係などをいいます。)にあると認められる事業者が、近接した場所(一面の土地において、特段の理由なく私道を設けるなどして事業区域を隔て、複数の発電施設を設置する場合などをいいます)に設置する太陽光発電施設の合算した出力が 10kW 以上となるものは条例の対象となります。



3 禁止区域

法令の規定により、太陽光発電施設の設置が制限されている区域を禁止区域として定めています。

事業区域に禁止区域が含まれる場合には、原則、太陽光発電施設の設置許可をすることはできません。ただし、法令の規定に基づいて太陽光発電施設の設置が許されている場合は、この限りではありません。

区域の名称等	関係根拠法令等
砂防指定地	砂防法第2条
臨港地区 港湾隣接地域	港湾法第2条第4項、第37条第1項
森林の区域 保安林	森林法第5条第2項第1号、第25条第1項
農地	農地法第4条第6項第1号ロ
海岸保全区域	海岸法第3条第1項
国立公園の特別地域	自然公園法第20条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法第6条第1項、第54条第1項、第56条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項

4 特定保全種及び特別保全区域の指定

(1) 特定保全種

主な生息地に本市の区域を含む希少な野生動物のうち、本市の豊かな自然環境を象徴する種であって、その保全のために特に配慮を要すると認めるものを特定保全種として指定しています。

指定する特定保全種は次の種とします。

- ①タンチョウ
- ②オジロワシ
- ③チュウヒ
- ④オオジシギ
- ⑤キタサンショウウオ

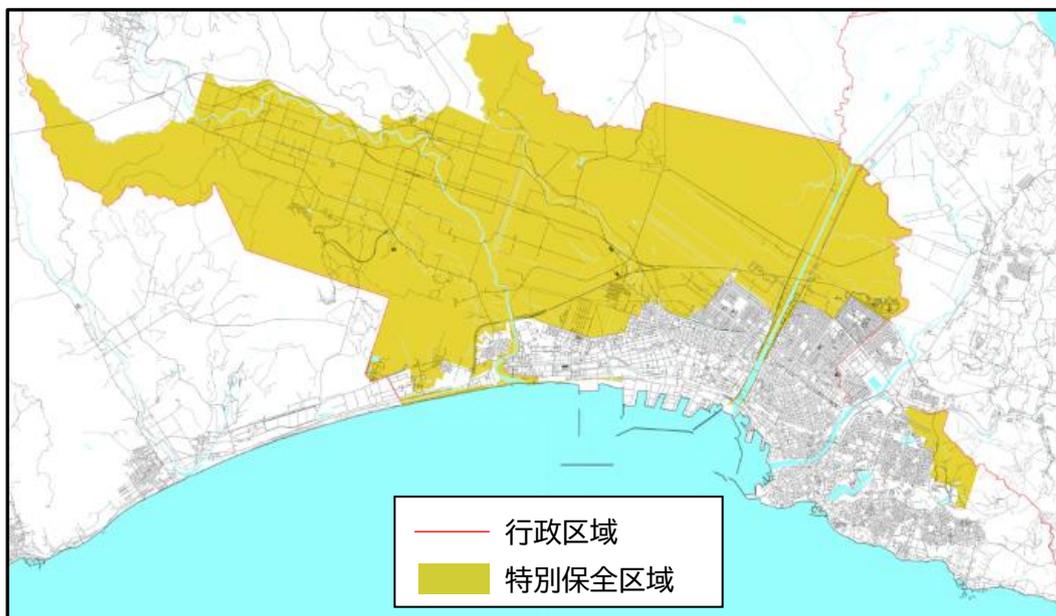
(2) 特別保全区域

特定保全種の生息可能性の高い区域であって、太陽光事業の実施に際して特に配慮が必要と認める区域を特別保全区域として指定します。

事業区域に特別保全区域が含まれる場合には、事前協議において、特定保全種の生息調査の実施及び特定保全種の保全計画の作成が必要となります。

本市の市街化調整区域のうち、次の区域を特別保全区域として指定しています。

- ①釧路川以西
- ②武佐及び貝塚



(3) 事業区域に特別保全区域を含む場合の特定保全種生息調査と保全計画について

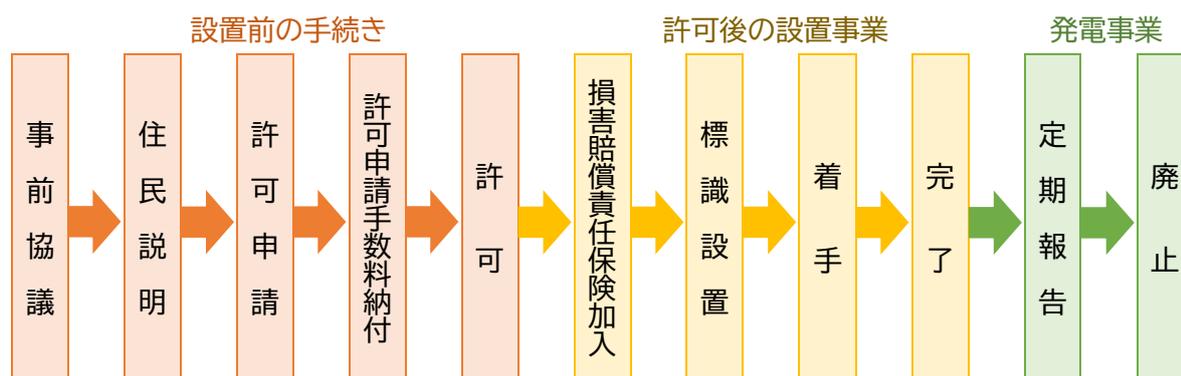
太陽光発電施設の事業区域に「特別保全区域」を含む場合、事前協議の段階で、原則、「特定保全種」の生息調査と保全計画の作成が必要となります。

5 太陽光発電施設の設置に関する手続き

太陽光発電施設の設置事業を行おうとするときは、その事業計画について、市長の許可を受けなければなりません。許可を申請しようとする事業者は、市長と事前協議を行うとともに、近隣住民等に対する説明会の開催等を行う必要があります。

※事業計画届出による事前協議を行う前に、事前に手続き内容等について、釧路市市民環境部環境保全課に相談をしてください。

【条例の手続きの流れ】



(1) 事前協議

①設置事業をしようとする場合は、市長に事業計画届出を行ってください。なお、事業計画の内容は釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	提出部数
事業計画届(様式第1号)	1部

添付書類	明示すべき事項等
1 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表	◇参考様式あり ◇所在地、権利者の氏名又は名称、地積、登記簿地目
2 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	◇発行後3か月以内 ◇事業区域の土地に係る全部事項証明書
3 事業区域内の土地に係る公図の写し	◇発行後3か月以内 ◇事業区域 ◇市町村・大字・字界及び地番
4 事業区域の位置図	◇縮尺の目安1/10,000以上 ◇事業区域、方位
5 事業区域の区域図	◇縮尺の目安1/2,500以上 ◇事業区域 ◇市町村・大字・字界及び地番 ◇事業区域周辺の環境(パネルやフェンスの位置、河川区)

	域、公道の位置、系統(送電線)との位置関係など)
6 土地利用計画平面図	◇縮尺の目安1/1,000以上 ◇土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ◇事業区域の境界線及び面積 ◇太陽光発電施設の位置 ◇緩衝帯の位置 ◇事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置 ◇事業区域に接する道路の幅員及び形状 ◇送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置
7 太陽光発電施設の構造図	◇太陽光発電施設及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、色彩 ◇事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩、形状、寸法 ◇太陽光発電施設、架台等のカタログ等を添付
8 現況写真	◇事業区域及び周辺状況 ◇現地で撮影したカラー写真(撮影日入り)
9 近隣区域の範囲を示した図面	◇発電出力に応じて定められた範囲が分かるもの 50kW未満:事業区域の境界から100m 50kW以上:事業区域の境界から300m 40,000kW以上:事業区域の境界から1km
10 申請予定者の登記事項証明書(法人の場合に限る)	◇発行後3か月以内
11 その他市長が必要と認める書類	

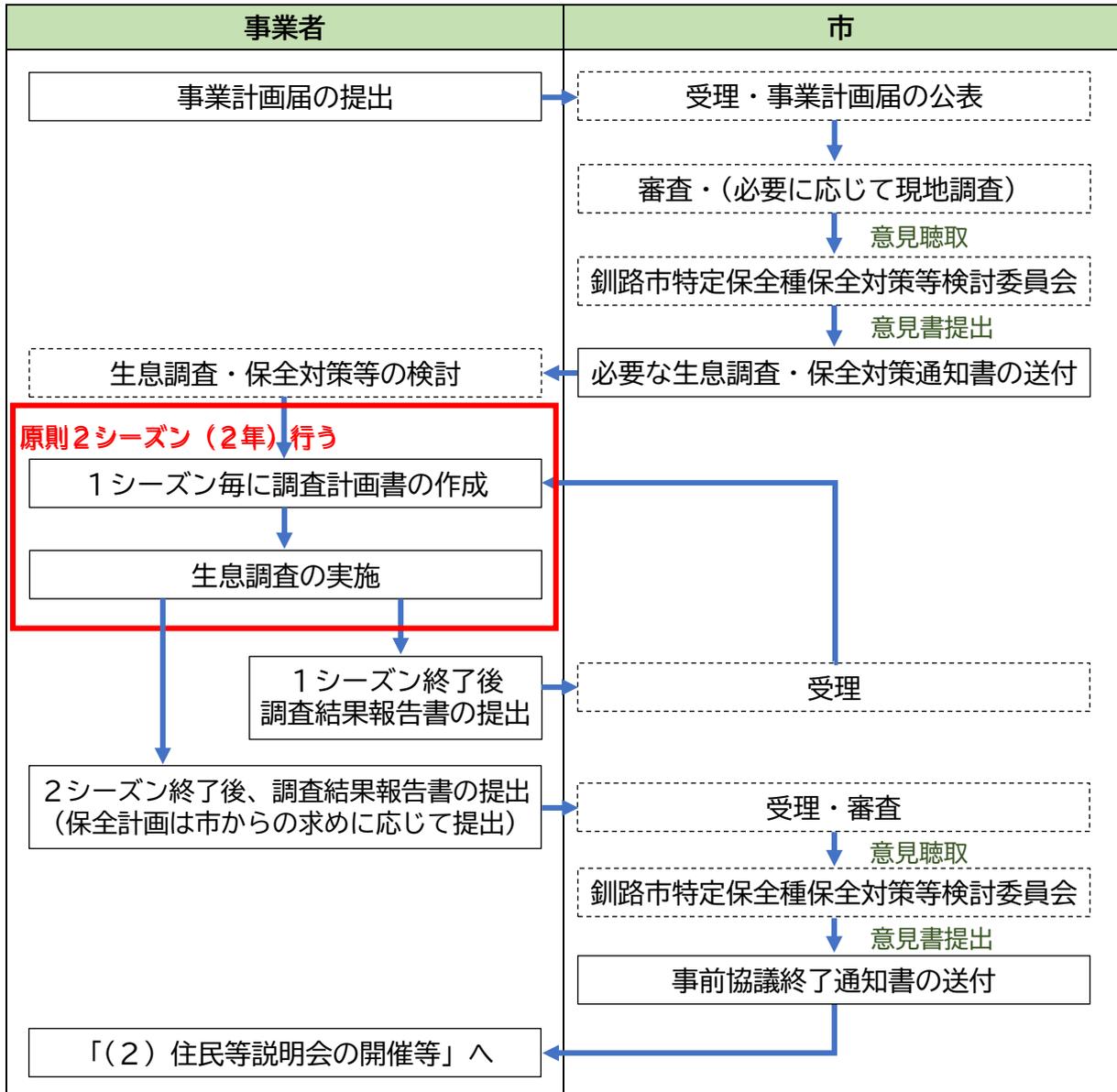
【事業区域に特別保全区域を**含む**場合】

- ②釧路市特定保全種保全対策等検討委員会(以下、「検討委員会」といいます。)の意見を参考に、市長から特定保全種の生息調査及び保全計画の作成について通知します。この場合、事業計画届の提出から通知までには、3～4か月かかる場合があります。
- ③事業者は、市長からの通知に基づき、特定保全種の生息調査を行っていただくとともに、保全計画の作成が必要となります。
生息調査については、別添の「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例に基づく特定保全種の生息調査に係る要件等に関する要綱」(以下「要綱」といいます。)を参照してください。
事前協議の際に市は、検討委員会の意見を踏まえ、生息調査の方法や保全計画の作成について、要綱に定める事項及びその他に必要な要件等を事業者へ通知します。
- ④事業者は、市長からの通知に基づく生息調査を終了し、保全計画を作成した場合は、生息調査の結果と保全計画を市長に提出してください。
- ⑤事業者から提出された生息調査の結果と保全計画の内容について、検討委員会からの意見を参考に、市長から事前協議結果を通知します。その内容に不十分な点や修正すべき点がある場合は、その旨を通知します。
生息調査の結果及び保全計画の提出から通知までには、3～4か月かかる場合があります。

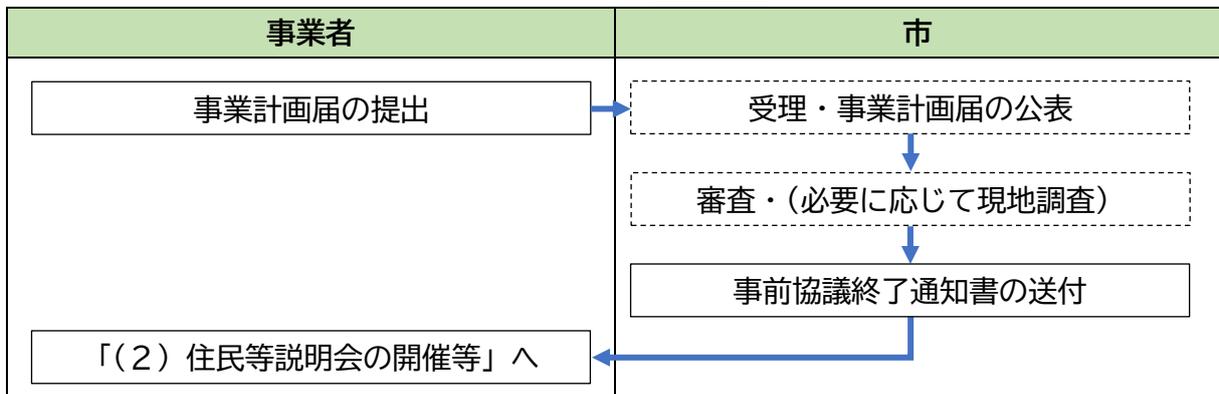
【事業区域に特別保全区域を**含まない**場合】

⑥ 事業計画届の内容を審査の上、市長から事前協議結果を通知します。

【事前協議フロー図】（事業区域に特別保全区域を**含む**場合）



【事前協議フロー図】（事業区域に特別保全区域を**含まない**場合）



(2) 住民等説明会の開催等

事前協議終了後は事業計画を周知するため、近隣住民等に対して説明会の開催が必要です。許可申請の際には住民等説明会に係る報告書(様式第5号)の提出が必要となりますので、ご注意ください。

①対象となる近隣住民等

ア 近隣区域に居住する者

【近隣区域の範囲】

太陽光発電施設の出力	近隣区域の範囲
50kW 未満	事業区域の境界から 100m以内
50kW 以上 40,000kW 未満	事業区域の境界から 300m以内
40,000kW 以上	事業区域の境界から 1km以内

イ 所有権、賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

ウ 近隣区域にその区域を含む町内会(地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいいます。)の代表者

エ 事業区域に隣接する土地及び当該土地上にある建物を所有する者

②開催の周知

住民等説明会の開催を予定する日の 14 日前までに、近隣住民等に対して、開催する場所及び日時を、投函又は戸別訪問により書面を配布する方法により周知してください。

③住民等説明会開催届の提出

住民等説明会の開催を予定する日の 14 日前までに、実施に関して市長に届出が必要です。なお、届出があった内容は釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
住民等説明会開催届 (様式第3号)	—	1部

④説明項目

住民等説明会では、次の項目の説明が必要です。

住民等説明会で必要な説明項目
ア 実施しようとする太陽光事業の概要
イ 関係法令(条例を含む。)の遵守に関する事項
ウ 事業区域についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項
エ 周辺地域の安全、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容
オ 実施しようとする太陽光事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
カ その他、事前協議において市長が通知する事項

⑤質問等への対応

住民等説明会においては、次のとおり質問等に対応してください。

- ア 近隣住民等からの質問及び意見に回答するための質疑応答の機会を確保すること
- イ 住民等説明会開催後、14 日以上の期間を設けて、当該住民説明会に参加した近隣住民等からの質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面により回答すること
- ウ ア及びイの質問等に対する回答を適切に行うこと

【回答を適切に行う】とは

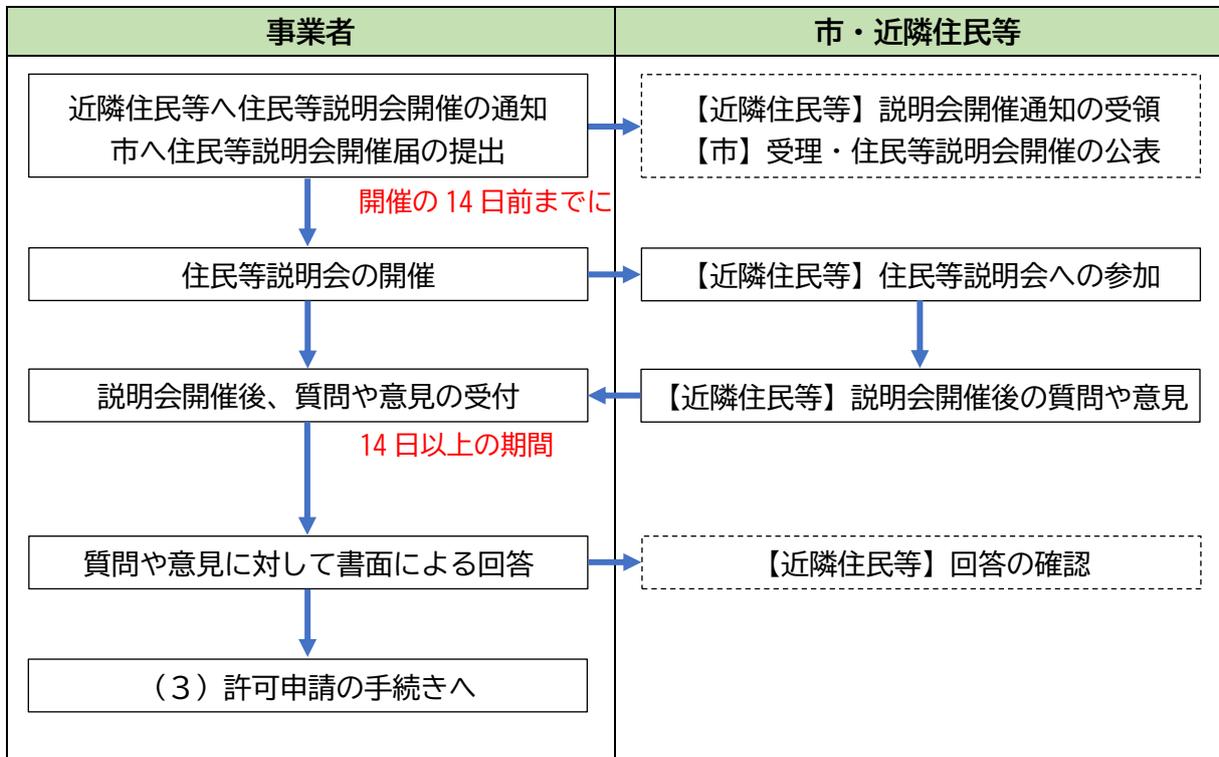
近隣住民等からの質問や意見と回答に論点のずれのないこと、回答が近隣住民等からの質問や意見に沿ったものとなっていること、また、近隣住民等が理解できるように回答に工夫がされている必要があります。

事業計画及び事業に関係のない事項に関するものや、個人、法人に関する誹謗・中傷を含むものは、事業計画に関する質問や意見とは言えないため回答する必要はありません(「事業計画に関係しない意見ですので、回答は差し控えます」などと回答)

⑥議事録等

住民等説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法より記録媒体に記録し、太陽光発電施設を廃止するまでの間適切に保管してください。

【説明会フロー図】



(3) 許可申請の手続き

- ①許可申請は、住民等説明会を実施し、質問等に対する回答を適切に行った後に行ってください。なお、許可申請内容については釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	提出部数
設置事業許可申請書(様式第4号)	1部

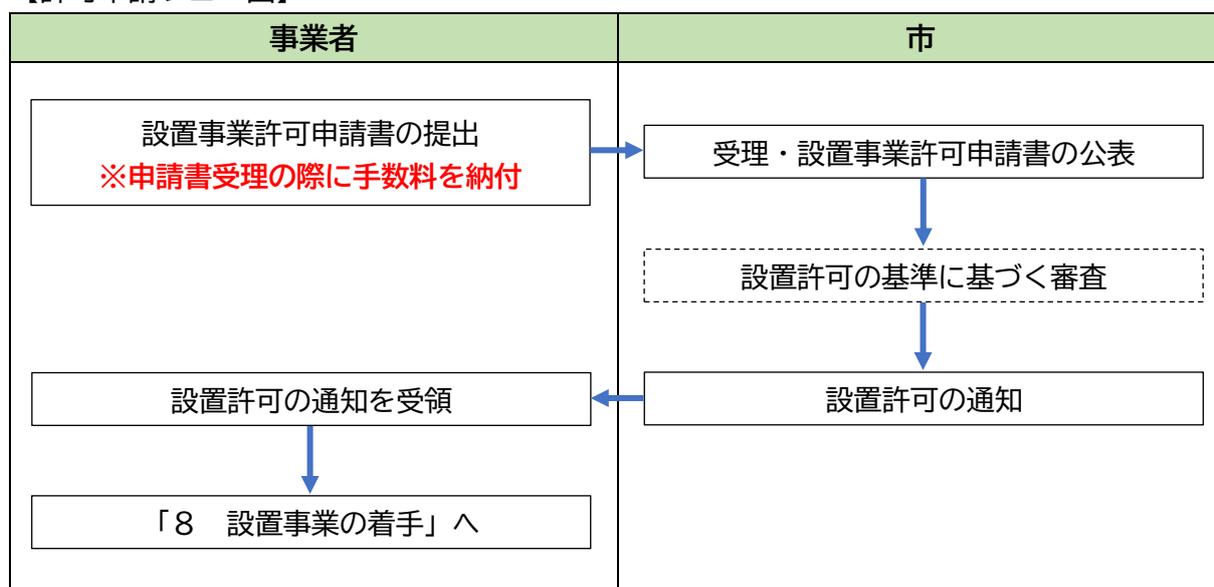
添付書類	明示すべき事項等
1 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表	◇参考様式あり ◇所在地、権利者の氏名又は名称、地積、登記簿地目
2 事業区域内の土地に係る登記事項証明書	◇発行後3か月以内 ◇事業区域の土地に係る全部事項証明書
3 事業区域内の土地に係る公図の写し	◇発行後3か月以内 ◇事業区域 ◇市町村・大字・字界及び地番
4 事業区域の位置図	◇縮尺の目安1/10,000以上 ◇事業区域、方位
5 事業区域の区域図	◇縮尺の目安1/2,500以上 ◇事業区域 ◇市町村・大字・字界及び地番 ◇事業区域周辺の環境(パネルやフェンスの位置、河川区域、公道の位置、系統(送電線)との位置関係など)
6 土地利用計画平面図	◇縮尺の目安1/1,000以上 ◇土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ◇事業区域の境界線及び面積 ◇太陽光発電施設の位置 ◇緩衝帯の位置 ◇事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置 ◇事業区域に接する道路の幅員及び形状 ◇送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ◇その他災害を防止するための施設の位置
7 現況図	◇事業区域 ◇現況の地物や構造物、地盤高、隣接する道路の幅員及び形状
8 太陽光発電施設の構造図	◇太陽光発電施設及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、色彩 ◇事業区域内に設置するフェンス等の工作物等の色彩 ◇太陽光発電施設、架台等のカタログ等を添付すること
9 現況写真	◇事業区域及び周辺状況 ◇現地で撮影したカラー写真(撮影日入り)
10 土地求積図	◇事業区域 ◇市町村・大字・字界及び地番
11 工事工程表	

12 事業者の登記事項証明書 (法人の場合に限る)	◇発行後3か月以内
13 住民等説明会に係る報告書 (様式第5号)	◇報告書には次の資料を添付すること。 ・近隣区域の範囲を示した図面 ・説明会で使用した資料 ・会議録 ・住民等説明会開催後に受け付けた質問・意見に対する回答書の写し
14 関係機関との協議内容が確認できる書類	◇協議内容が確認できる書類の写しを添付すること。
15 その他市長が必要と認める書類	◇関係法令手続状況チェックリスト ◇保全計画(※ある場合) ◇事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可を受けていることや届出を行っていることが分かる書類 ◇再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)に基づく積立てを行う場合は、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画認定通知の写し ◇誓約書(事業者用・工事施工者用) 様式あり ◇その他市長が必要と認める書類

②許可申請に当たっては、手数料の納付が必要です。申請書類を市が受理する際に、納付書を発行します(振込みを希望の場合は、市の指定口座が記載された請求書を発行します)。

許可申請の手数料	
ア 事業区域に特別保全区域を含まない場合	1件につき 8万円
イ 事業区域に特別保全区域を含む場合	1件につき 38万円

【許可申請フロー図】



6 設置許可の基準等について

(1)	設置事業の着手に先立って法令に基づく許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていること。
⇒許認可等を受けている場合は、所管する省庁等が発行する許認可等を受けていることが分かる書類を設置事業許可申請書に添付してください。	
(2)	設置事業の着手に先立って法令に基づく届出を必要とする場合は、当該届出を行っていること。
⇒届出を行っている場合は、所管する省庁等が発行する届出を行っていることが分かる書類を設置事業許可申請書に添付してください。	
(3)	自然環境の保全に関する措置に係る基準に適合していること。
<p>①国内希少野生動植物種(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項)及び天然記念物(文化財保護法第109条第1項、釧路市文化財保護条例第4項第1項)に係る対応について、設置事業の着手に先立って必要となる関係機関との協議を終えていること。</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>天然記念物(文化財保護法) ・タンチョウ ・クマゲラ ・オジロワシ ・オオワシ ・エゾシマフクロウ</p> <p>天然記念物(釧路市文化財保護条例) ・キタサンショウウオ</p> </div> <p>②【事業区域に特別保全区域を含む場合】 保全計画の内容が、特定保全種の保全に重大な支障を生じないように配慮したものであると認められること。 ⇒事前協議結果通知に基づく保全計画に沿った事業計画としてください。</p> <p>③事業区域内において実施しようとする樹木の伐採その他の植生に与える影響が、設置事業を実施する上で必要最小限であること。 ⇒太陽光発電施設の設置に影響を及ぼさない樹木を伐採する場合は、必要最小限とは認められません。 樹木の伐採を必要最小限に留め、設置事業の障害となるなどの理由で伐採を行う場合は、その箇所が分かるように写真や図面で示してください。また、事業地の植生についても現状維持に努めてください。</p>	
(4)	雨水排水施設等に係る基準に適合していること。
<p>①事業区域の規模及び地形、太陽光発電施設に係る設備機器の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理できるよう計画されたものであること。</p> <p>②事業区域内の雨水の全量を、当該事業区域内において浸透処理すること。ただし、やむを得ないと認められる場合であって、水路管理者、権利者、利用関係者等の同意が得られた場合においては、既設の水路へ接続できるものであること。</p>	

	③1ヘクタール以上の事業区域において雨水流出の変化が予想される場合においては、防災調整池その他の流出抑制措置が講じられていること。
(5)	道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に係る基準に適合していること。
	<p>①事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の中心から2メートル以上の敷地を確保していること。 ⇒図面等に道路の幅員を記載すること。</p> <p>②車両の通行に支障を及ぼさない措置が講じられていること。 ⇒道路の幅員が狭いなど、工事車両の通行により、一般車両の通行に支障をきたす場合は、誘導員を配置するなどの措置を講じること。</p> <p>③大型車両の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。</p>
(6)	太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置に係る基準に適合していること。
	<p>①事業区域の近隣に建築物、公園、道路等(以下「建築物等」といいます。)がある場合は、太陽光発電施設により反射される太陽光が当該建築物等の利用に支障を及ぼさないよう措置が講じられていること。 ⇒「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月、環境省)」に倣い、下記のような措置を講じることとし、その措置について設置事業許可申請書(様式第4号)に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネルの角度、向きや位置を調整する。 ・事業区域境界にフェンスや植栽等を設置する。 <p>②工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置が講じられていること。 ⇒工事に伴う騒音及び振動を防止するための措置について、設置事業許可申請書(様式第4号)に記載すること。</p> <p>③近隣区域内に家屋がある場合は、太陽光発電施設から生じる低周波音を防止するための措置が講じられていること。 ⇒近隣区域内に家屋がある場合は、下記のような措置を講じることとし、設置事業許可申請書(様式第4号)に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナーの位置を当該家屋から離れた場所に設置する。 ・パワーコンディショナーの周囲に防音壁を設置する。 <p>④太陽光発電施設を適切に運用するための保守点検並びに太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。 ⇒保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制について、設置事業許可申請書(様式第4号)に記載すること。</p> <p>⑤太陽光発電施設における発電事業終了後の廃棄に係る必要な手法及び体制が整えられていること。</p>

⇒発電事業終了後の廃棄に係る必要な手法及び体制について、設置事業許可申請書(様式第4号)に記載すること。

⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の12第2項に規定する解体等積立金の積立てを行わない場合は、同項に規定する解体等積立金に準じた額及び期間により廃棄等費用(太陽光発電施設の解体、撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に要する費用をいいます。以下同じ。)の積立てを行う計画が定められていること。

⇒FIT 認定事業において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT 法)に基づく積立てを行う場合は、FIT 認定を受けていることが分かる書類を添付してください。

⇒FIT 認定事業以外の事業における積立ての方法については、資源エネルギー庁が策定している「廃棄等費用積立ガイドライン」を参照してください。

⑦設置事業を実施する時間、期間等が、近隣住民等の生活環境へ与える影響が最小限となるものであること。

⇒設置事業を実施する時間、期間等について、設置事業許可申請書(様式第4号)及び工事工程表に記載すること。

⑧太陽光発電施設が、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)に適合していること。

(7)	設置する太陽光発電施設が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。
(8)	住民等説明会及び近隣住民等からの質問等に対する回答を適切に行っていること。
(9)	条例第21条の規定による設置許可の取消しがある場合は、取り消された日から起算して2年を経過していること。
(10)	釧路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者と認められないこと。

7 設置許可後の変更許可申請及び軽微な変更届

(1) 変更許可申請の手続き

①設置許可を受けた事業計画の内容を変更しようとするときは、市長に変更許可申請が必要です。なお、変更許可申請があった内容については釧路市ホームページで公表します。

事業区域に特別保全区域を含む場合で、変更許可申請の内容が特定保全種の生息調査及び保全計画に影響があると認められる場合、再度、4(1)の事前協議及び4(2)の住民等説明会が必要となります。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
設置事業変更許可申請書 (様式第7号)	変更内容が確認できる書類	1部

②変更許可申請に当たっては、手数料の納付が必要です。申請書類を市が受理する際に、納付書を発行します(振込みを希望の場合は、市の指定口座が記載された請求書を発行します)。

変更許可申請の手数料		
ア 事業区域に特別保全区域を含まない場合	1件につき	4万円
イ 事業区域に特別保全区域を含む場合	1件につき	19万円

(2) 次に示す軽微な変更をしようとするときは、市長に届出が必要です。

①事業者の氏名及び住所

②条例第13条第1項各号に定める設置許可の基準等の審査に影響を与えるものでないことが明らかである当該事業計画の変更その他市長が事業計画の内容を再度審査する必要がないと認めるもの

申請書等の書類	添付書類	提出部数
事業計画変更届 (様式第9号)	変更内容が確認できる書類等	1部

8 設置事業の着手

(1) 廃棄等費用の積立て

事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、廃棄等費用の積立てを行わなければなりません。

(2) 損害賠償責任保険の加入

事業者は、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険(※)への加入をしなければなりません。

ただし、設置事業に係る期間中の損害賠償責任保険への加入については、当該設置事業に係る工事施工者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りることとします。

※損害賠償責任保険とは、当該太陽光事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済をいいます。

(3) 設置事業をしている期間の標識の掲示

事業者は、設置事業に着手する日から当該設置事業に係る太陽光発電施設を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。標識には次の事項を記載してください。

標識に記載する事項（設置事業期間中）
①設置事業を実施している旨
②事業区域の所在地及び面積
③設置する太陽光発電施設の出力
④設置事業を実施する者の氏名及び住所並びに連絡先
⑤工事施工者の氏名及び住所並びに連絡先
⑥設置事業の完了予定年月日

(4) 設置事業着手の届出

事業者は、設置事業に着手しようとするときは、着手する日の 10 日前までに、市長に届出が必要です。なお、届出があった内容については釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
設置事業着手届 (様式第 10 号)	損害賠償責任保険に加入していることを証する書類	1 部

(5) 設置事業完了の届出

事業者は、設置事業を完了したときは、完了した日から起算して 14 日以内に、市長に届出が必要です。なお、届出があった内容を釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
設置事業完了届 (様式第 11 号)	工事完了状況が確認できる写真	1 部

(6) 設置事業の廃止の届出

事業者は、設置事業を廃止したときは、廃止した日から起算して 14 日以内に市長に届出が必要です。なお、届出があった内容については釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
設置事業廃止届 (様式第 12 号)	事業区域の現況写真	1 部

9 設置事業完了後の対応等について

(1) 設置事業の完了後の標識の掲示

事業者は、設置事業の完了後から太陽光発電施設を廃止する日までの間、事業区域内の道路に面する場所その他の外部から見やすい場所に、標識を掲示しなければなりません。標識には次の事項を記載してください。

標識に記載する事項（設置事業完了後）
①太陽光発電施設である旨
②太陽光発電施設の名称及び所在地
③太陽光発電施設の出力
④発電事業を実施する者の氏名及び住所並びに連絡先
⑤保守点検責任者の氏名及び住所並びに連絡先
⑥太陽光発電施設の運転開始年月日

(2) 事業区域の維持管理

事業者は、設置許可に係る事業計画に従い、太陽光発電施設及び事業区域の維持管理をしなければなりません。

(3) 定期報告

事業者は、設置事業が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、市長に報告しなければなりません。

報告期日については、通知によりお知らせします。なお、報告があった内容については釧路市ホームページで公表します。

毎年度、報告する事項
①太陽光発電施設の前年度の維持管理の状況
②条例第16条の規定による廃棄等費用の積立ての状況

申請書等の書類	添付書類	提出部数
維持管理状況等定期報告書 (様式第13号)	① 事業者が法人である場合、財務計算に関する諸表(報告をする日の属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書) ② 損害賠償責任保険の加入を示す書類	1部

(4) 事故等の報告

事故又は災害により、発電事業に係る太陽光発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかにその旨を市長に報告しなければなりません。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
事故等報告書 (様式第 14 号)	事故状況等の写真	1 部

(5) 廃止等の手続き

太陽光発電施設を廃止し、当該太陽光発電施設を撤去しようとするときは、30日前までに市長に届け出なければなりません。なお、届出があった内容については釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
廃止等届 (様式第 15 号)	—	1 部

(6) 地位の承継

許可事業者等から事業譲渡、相続、合併その他の理由により、太陽光事業を譲り受けた者は、10日以内に市長に届け出なければなりません。なお、届出があった内容については釧路市ホームページで公表します。

申請書等の書類	添付書類	提出部数
地位承継届 (様式第 16 号)	① 承継の事実を証する書類 ② 損害賠償責任保険の加入を示す書類	1 部

10 太陽光発電施設の設置に関する許可の取消し

市長は、許可事業者が以下のいずれかに該当するときは、設置許可・変更許可を取り消すことができます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可若しくは変更許可に係る事業計画又は設置許可若しくは変更許可に付した条件に従わないで設置事業を実施したとき。
- (3) 設置許可又は変更許可を受けた日(設置事業の着手日について条件を付したときは、市長が別に定める日。(4)において同じ。)から起算して1年を経過した日までに設置事業に着手しなかったとき。
- (4) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して5年を経過した日までに設置事業を完了しなかったとき。
- (5) 許可事業者又は工事施工者が損害賠償責任保険への加入をせずに設置事業を実施したとき。
- (6) 命令に従わなかったとき。

11 勧告・命令

市長は、次に掲げる者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができます。また、この勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、市長は当該勧告に係る措置を講じるよう命令することができます。

- (1) 設置許可を受けないで、設置事業を実施する者
- (2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない設置事業を実施した者
- (3) 変更許可を受けないで、設置許可の内容を変更して設置事業を実施する者
- (4) 廃棄等費用の積立てを怠った者
- (5) 損害賠償責任保険への加入をせずに太陽光事業を実施している者
- (6) 標識の設置をせずに太陽光事業を実施する者
- (7) 定期報告をせず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
- (8) 事故等の報告をせず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
- (9) 必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- (10) 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (11) 指導及び助言に正当な理由なく従わない者
- (12) 設置した太陽光発電施設及びその事業区域の維持管理が適切になされておらず、又は極めて不完全であることに起因して災害が発生し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該太陽光発電施設により発電事業を実施している者（当該太陽光発電施設が廃止されている場合にあつては、当該太陽光発電施設等を所有し、又は管理する者）

12 公表

市長は、設置許可・変更許可を取り消したとき、又は条例に基づく命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、次の事項を公表することができます。

- (1) 許可を取り消された者又は命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
- (2) 許可の取消し又は命令違反の事実